(第1面)

#### 産業廃棄物処理計画書

令和6年6月17日

大阪市長 殿

提出者

住所 大阪市中央区道修町 3-6-1

氏名 大阪製鐵株式会社

代表取締役社長 野村泰介 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6204-0162

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪製鐵株式会社 大阪事業所恩加島工場
事業場の所在地	大阪府大阪市大正区南恩加島1丁目9番3号
計画期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
①事業の種類	22:鉄鋼業
②事業の規模	製品出荷額:約2,000百万円
③従 業 員 数	2 5 名
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙一1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業	<b>英廃棄物の処理に係る管</b>	・理体制に関する事	耳	. ,	
	(管理体制図)				
	別紙一2一①、別紀	€−2−②のとおり	)		
産業	<b>に</b> 英廃棄物の排出の抑制に	- 関する事項			
		【前年度(	5	年度) 実績】	
		産業廃棄物の種	i類	汚泥	一般廃油
		排 出	量	1420 t	1 t
①現状		(これまでに実 令和4年度までは 前年度の令和5年	よ、終	た取組) 総排出量が、約200 t は、建屋解体等により-	・ 未満で推移。 ・過性で排出量が増加。
		【目標】			
		産業廃棄物の種	i類	汚泥	一般廃油
		排出	量	15 t	1 t
	②計画	(今後実施する産廃置場や産廃分		の取組) と今までとおりに適切に	対応する。
産業	<u> </u> έ廃棄物の分別に関する				
	①現状	(分別している		廃棄物の種類及び分別 合廃棄物を廃棄場所別に	
	②計画			の産業廃棄物の種類及 3廃棄物を廃棄場所別に	

#### 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## ①現状

鉱物性油	管理型混合廃棄物		
56 t	584 t	t	t

#### ②計画

鉱物性油	管理型混合廃棄物		
30 t	90 t	t	t

自身	っ行う産業廃棄物の再生	利用に関する事項	
		【前年度( 5 年度)実績】	
		産業廃棄物の種類	
	0.74	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
	①現状	(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t
	②計画	(今後実施する予定の取組)	<b>'</b>
自身	っ行う産業廃棄物の中間	処理に関する事項	
		【前年度 (5年度)実績】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
	①現状	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t
		(これまでに実施した取組)	-
		【目標】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
	②計画	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t
		(今後実施する予定の取組)	

自ら	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
		【前年度( 5 年	F度)実績 <b>】</b>		
		産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	①現状	(これまでに実施した	こ取組)		
		【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	
	②計画	(今後実施する予定の	の取組)		
الد مواج	(京本火の原理のごう)				
産業	産業廃棄物の処理の委託に関する事項 【前年度 ( 5 年度)実績】				
				加成	
			汚泥	一般廃油	
		全処理委託量	1420 t	1 t	
		優良認定処理業者 への処理委託量	1420 t	1 t	
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	①現状	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者	t	t	
		への処理委託量			
		への処理委託量 (これまでに実施した	<u> </u> こ取組)		
			  こ取組)		
			<b>L</b> た取組)		
		(これまでに実施した	 た取組)		

#### (第4面-2)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t

#### 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

#### ①現状

鉱物性油	管理型混合廃棄物		
56 t	584 t	t	t
56 t	584 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

#### (第5面-1)

		(27)	= 1	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	一般廃油
		全処理委託量	15 t	1 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	15 t	1 t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
②計画	②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の のでである。 のでである。	の取組)	
※事	孫処理欄			

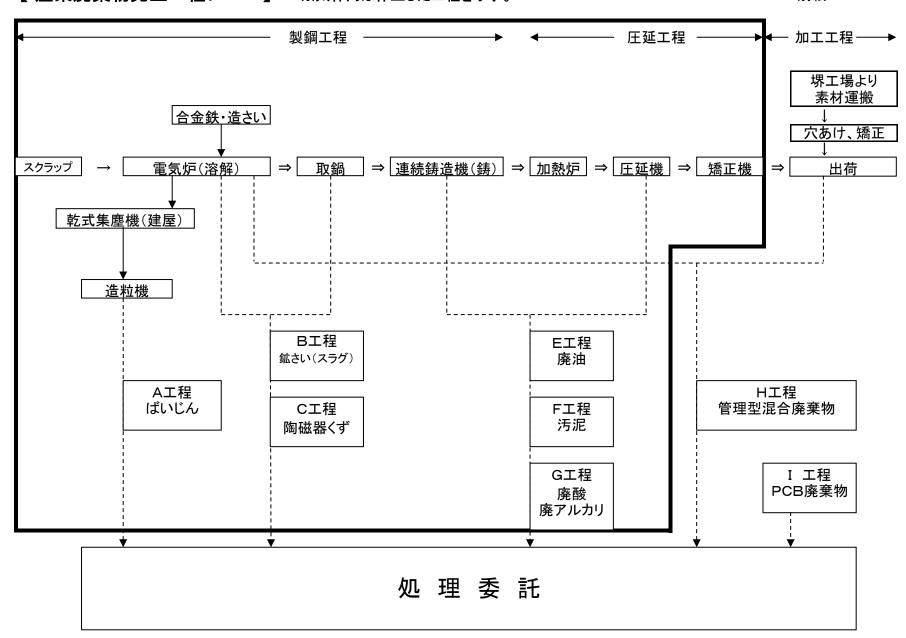
## (第5面-2)

#### ②計画

鉱物性油	管理型混合廃棄物		
30 t	90 t	t	t
30 t	90 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

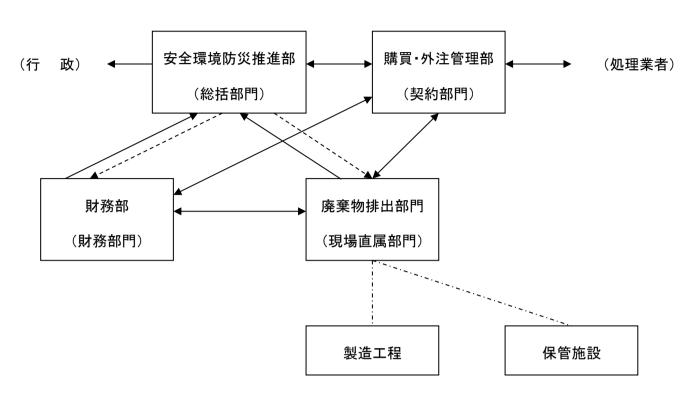
#### 備考

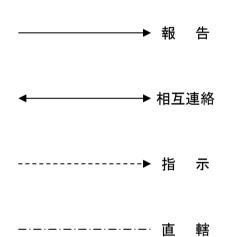
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



# 【社内組織図】

(事 業 者)





# 【各部署の役割】

部署	役割
安全環境防災推進部	<ul><li>・産業廃棄物の発生から処分に至るまでを帳簿等を作成して</li><li>統括的に把握管理</li></ul>
(統括部門)	・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等
	・処理施設(事業場内・外)の定期的査察
	<ul><li>・行政に対する報告等</li><li>・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発</li></ul>
	<ul><li>・各部署への指示</li><li>・産業廃棄物処理計画技術の研究開発</li></ul>
	・産業廃棄物減量化手法の調査研究
	・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等
廃棄物排出部門	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量の把握 ・各現場の施設の維持管理点検等
(現場直属部門) 	・保管施設での保管量の把握、記録の作成・委託伝票(マニフェスト)等の管理
	・上記内容を統括部門に報告
購買·外注管理部	・処理業者委託の契約、契約量等の管理 ・委託料の支払方法による業者管理
(契約部門)	・上記内容を統括部門に報告
財務部	<ul><li>・産業廃棄物の適正処理費の捻出</li><li>・上記内容を統括部門に報告</li></ul>
(財務部門)	